

許可申請書と添付書類一覧

様式	申請書類等	新規法人	新規個人	許可換え新規	般特新規	業種追加	更新	般特新規十業追	般特新規十更新	業追十更新	般特新規十業追十更新
建設業許可申請書表紙(高知県独自様式)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1号	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
別紙1	役員等の一覧表(個人事業者は不要)	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
別紙2-1	営業所一覧表(新規許可等)	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
別紙2-2	営業所一覧表(更新)	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
別紙3	収入印紙、証紙等はり付け欄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
別紙4	専任技術者一覧表(注2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2号	工事経歴書	○	○	○	○	○	△	○	◇	◇	◇
3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○
4号	使用人数	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○
6号	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書(注2) ※新規等は経営の経験業種がわかる書類を添付 ※経営業務の管理責任者の要件に応じ提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7号別紙	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(第一面～第四面) ※経営業務の管理責任者の要件に応じ提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7号別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の証明書※経営業務の管理責任者の要件に応じ提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
健康保険等の加入状況がわかる確認資料(注3)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8号	専任技術者証明書(新規・変更)(注2)	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
	資格証明書(写)※資格要件に応じ提出	○	○	○	○	○	△	○	◇	◇	◇
	監理技術者資格者証(写)※資格要件に応じ提出	○	○	○	○	○	△	○	◇	◇	◇
	卒業証明書※資格要件に応じ提出	○	○	○	○	○	△	○	◇	◇	◇
	その他の資格証明書※資格要件に応じ提出	○	○	○	○	○	△	○	◇	◇	◇
9号	実務経験証明書※資格要件に応じ提出	○	○	○	○	○	△	○	◇	◇	◇
10号	指導監督的実務経験証明書※資格要件に応じ提出	○	○	○	○	○	△	○	◇	◇	◇
11号	令第3条に規定する使用人の一覧表(注2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12号	許可申請者(法人の役員・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13号	令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定款		○	×	○	△	○	▲	○	▲	○	○
14号	株主(出資者)調書	○	×	○	△	△	▲	△	▲	▲	▲
15号	貸借対照表	○	×	○	△	△	△	△	△	△	△
16号	損益計算書 完成工事原価報告書	○	×	○	△	△	△	△	△	△	△
17号	株主資本等変動計算書	○	×	○	△	△	△	△	△	△	△
17号の2	注記表	○	×	○	△	△	△	△	△	△	△
17号の3	附属明細表(注4)	○	×	○	△	△	△	△	△	△	△
18号	貸借対照表	×	○	○	△	△	△	△	△	△	△
19号	損益計算書	×	○	○	△	△	△	△	△	△	△
商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)		○	×	○	△	△	▲	△	▲	▲	▲
20号	営業の沿革	○	○	○	△	△	○	△	○	○	○
20号の2	所属建設業者団体	○	○	○	△	△	▲	△	▲	▲	▲
納税証明書(納付すべき額及び納付済額)(注5)		○	○	○	△	△	△	△	△	△	△
20号の3	主要取引金融機関名	○	○	○	△	△	▲	△	▲	▲	▲
役員等及び令第3条使用人の「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書」(注6)☆		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
役員等及び令第3条使用人の「成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の証明書」(注7)☆		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
残高証明書・融資証明書(注8)		○	○	×	×	×	×	×	×	×	×

(注1)上記表内の記号について  
 ○…必要書類 △…決算終了後の変更届(事業年度終了報告書)等により既に提出済みの場合、省略可能な書類  
 ◇…更新申請をする建設業に関しては省略可能 ▲…変更がなければ省略可能 ×…不要  
 □…一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合を除き、省略可能  
 (注2)常勤確認資料の添付:健康保険被保険者証(写)か標準報酬決定通知書(写)、又は雇用保険被保険者資格取得確認通知書(写)等を添付して下さい。  
 なお、個人事業の事業主分については必要ありません。  
 ※健康保険被保険者証(写)を添付する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングをしてください。  
 ※上記資料に加えて、現住所の確認資料の提出を求める場合があります。

(注3)【健康保険・厚生年金保険】  
 申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写又は「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写等  
 【雇用保険】  
 申請時直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収通知書」の写等  
 ※代行機関(商工会、労働組合、労務士等)に委託している場合※  
 代行機関が発行(押印のあるものに限る)した保険料の納入通知書(労災・労働・雇用の内訳が分かるもの)の写及びこれにより納入した保険料の領収書の写の2点を添付すること。

(注4)資本の額が1億円超又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計が200億円以上の株式会社(特例有限会社除く)が対象  
 (注5)事業税の納税証明書(県税:納税額の記載のあるもの)  
 (注6)各法務局・地方法務局戸籍課で申請日前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。(証明事項は一番目にチェックして下さい。)なお、契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書に代えることができます。  
 (注7)本籍地の市町村役場で申請日前3ヶ月以内に発行されたもの(ただし、外国籍の方は、住民票(本人の抄本)を添付して下さい。)  
 ☆(注6)及び(注7)の証明書は、顧問、相談役、株主等については不要です。

(注8)500万円以上の資金の調達能力があるかどうかをチェックしますので、取引金融機関の預金残高証明書を添付して下さい。  
 なお、申請日前1ヶ月以内の証明基準日で取るようにして下さい。  
 申請時直前の決算期における財務諸表により自己資本の額が500万円以上であることが確認できる場合は提出を省略することができます。  
 ※各様式は、高知県庁土木政策課のホームページからダウンロードできます。  
<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/kensetsu-sinnkikyokato.html>